

# 利根町体育協会規約

## 第 1 章 総則

### (名称及び事務所)

第 1 条 本会は、利根町体育協会（以下「本協会」という。）と称し、事務局を利根町教育委員会生涯学習課内に置く。

## 第 2 章 目的および事業

### (目的)

第 2 条 本協会は、町民体育（野外活動・レクリエーションを含む）の振興と、各競技団体の育成強化を図り、体育活動を通じて町民の健康増進と体力の向上に努め、明るく活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体育競技会の開催
- (2) 町民体育活動とスポーツクラブの指導育成
- (3) 各種講習会・スポーツ教室の開催
- (4) 青少年の健全な心と体の育成を図る
- (5) 町民の体位及び体力向上に関する調査・研究
- (6) 体育思想の啓蒙宣伝
- (7) その他本協会の目的達成に必要な事項

## 第 3 章 組織

### (会員)

第 4 条 本協会は、利根町に在住、在勤する者で各種体育団体及び第 2 条の趣旨に賛同する会員で組織する。

### (専門部)

第 5 条 本協会に次の専門部を置く。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) ウォーキング部       | (2) エアロビクス部   |
| (3) 空手部           | (4) グラウンドゴルフ部 |
| (5) ゲートボール部       | (6) 健康体操部     |
| (7) 拳正道部          | (8) 剣道部       |
| (9) 公認スポーツ指導者協議会部 | (10) サッカー部    |
| (11) 自彊術部         | (12) 射撃部      |
| (13) スキー部         | (14) スポーツ少年団  |

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (15) ソフトボール部      | (16) 太極拳部    |
| (17) 卓球部          | (18) テニス部    |
| (19) バスケットボール部    | (20) バドミントン部 |
| (21) バレーボール部      | (22) 野球部     |
| (23) レクリエーションダンス部 |              |

#### 第 4 章 役員等

(役員)

第 6 条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 幹 事 1 名

(会長、副会長及び監事)

第 7 条 会長、副会長及び監事は理事会で選出する。

- 2 会長は本協会の会務を統括し、会議は会長がその都度召集し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、会計事務を監査する。

(事務局長及び幹事)

第 8 条 事務局長及び幹事は、会長が指名する。

- 2 事務局長は、事務局を統括し事務を掌握する。
- 3 幹事は、庶務、会計を処理する。

(理事)

第 9 条 理事会は、体育指導委員、各専門部の代表者及び教育関係者をもって構成する。

(常任理事)

第 10 条 常任理事会は、会長、副会長、監事、事務局長、幹事をもって構成する。

(任期)

第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

## 第 5 章 会議

### ( 理事会 )

第 1 2 条 理事会は総会とし、次の事項を審議・議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業報告並びに決算報告の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 事業計画並びに予算の決定
- (5) その他、必要と認めた事項

### ( 常任理事会 )

第 1 3 条 常任理事会は、次の事項を審議し本協会の運営にあたる。

- (1) 事業執行上必要な事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 必要な予算の補正

### ( 緊急事項 )

第 1 4 条 本規約以外の緊急な事項については、会長及び副会長の協議により処理し、次回の常任理事会に承認を求める。

### ( 定足数 )

第 1 5 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって成立する。ただし、構成員の中の各専門部の代表者は、その代表者が認める代理人に代わることができる。

## 第 6 章 会計

### ( 会計 )

第 1 6 条 本協会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

第 1 7 条 本協会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 7 章 補助金

### ( 補助金の交付 )

第 1 8 条 本協会の補助金については、次の要領により交付する。

- (1) 事務局が指定する様式を提出後、理事会で承認された場合に交付する。
- (2) 支払は、総会終了後の 6 月、翌年 4 月の年 2 回に分け、各部が指定する口座に振り込む。

## 第 8 章 附則

### ( 細則 )

第 1 9 条 本規約施行上に必要な細則は、理事会で定める。

## 附 則

本規約は、昭和44年7月16日から適用する。

- (2) 昭和47年6月20日 一部改正
- (3) 昭和54年5月21日 一部改正
- (4) 昭和59年5月20日 一部改正
- (5) 平成4年6月14日 一部改正
- (6) 平成9年5月17日 一部改正
- (7) 平成10年5月12日 一部改正
- (8) 平成11年5月27日 一部改正
- (9) 平成12年5月30日 一部改正
- (10) 平成13年5月31日 一部改正
- (11) 平成14年7月16日 一部改正
- (12) 平成15年6月19日 一部改正
- (13) 平成17年5月26日 一部改正

## 利根町体育協会慶弔規定

1. 会長，副会長，監事で，通算3期以上務めた者が脱会したときは，会長10,000円相当，副会長・監事は，5,000円相当の記念品を贈る。
2. 役員が1週間以上入院した場合は，5,000円を贈る。
3. 役員が死亡したときは，香料10,000円を贈る。

## 付 則

1. この規定は，平成12年6月1日から実施する。